

令和7年度 入学のしおり



校訓

誠実 勤勉 健康

名古屋市立大高中学校

〒459-8002 名古屋市緑区森の里一丁目107番地
TEL 052-623-1557 FAX 052-622-0686
学校ホームページアドレス <http://www.odaka-j.nagoya-c.ed.jp>

I 大高中学校について

1 教育目標

- ◎ 自らの向上を求めて、常に誠実に生きる人間を育てる。
- ◎ 学習・生活ともに勤勉を重んじ、粘り強くやりぬく人間を育てる。
- ◎ 友愛の精神にみち、健康で活動的な人間を育てる。

2 令和6年度の学校教育の取り組み

学校教育の努力点

「ともに支えあう学校」をめざして

～個別最適な学び・協働的な学びを通して～

<目指す姿>

- 共に支え合う学校
生徒同士はもちろんのこと、生徒・教職員・保護者・地域が交流し合い、協力し合って成長していくことができる。
- 個別最適な学びを通して
 - ・ 指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図る。
 - ・ GIGA スクール構想の実現による新たな ICT 環境を活用し、「個に応じた指導」を充実していく。
- 協働的な学びを通して
探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働する。

3 学習

(1) 第1学年の各教科等の年間標準授業時間数（令和7年度予定）

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技術	英語	道徳	学活	総合	合計
140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015

(2) 中学校では、算数→数学、体育→保健体育、図画工作→美術、家庭→技術・家庭と教科名が変わります。

(3) 教科ごとに担当の教師が変わります。原則として50分授業です。

(4) 定期テスト

学 期	テ ス ト 名	時 期
1 学 期	定期テスト①	5月中旬
	定期テスト②	6月下旬
2 学 期	定期テスト③	10月中旬
	定期テスト④	11月中旬
3 学 期	定期テスト⑤（1・2年）	2月中旬

※ この他に随時、小テスト、実技テストがあります。

4 その他

(1) 生徒会活動

生徒会は小学校の児童会にあたるもので、大高中学校の全生徒が会員です。生徒議会には、生徒会役員と各学級の総務委員、各委員会の委員長などが出席し、生徒会の活動内容を決定していきます。

※ 学校内での決まりや生徒会の仕組みは、入学後渡される生徒手帳に詳しく書いてあります。

生徒会役員

会長1名、副会長1名、執行役員4名

生徒委員会の種類

総務、生活、文化、美化、体育、保健、図書

(2) 部活動

- 希望者は部員募集を行う部活動に入部することができます。
- 部活動は授業時間外に行います。部活動顧問の活動方針や指導に従って、学校生活の一部として学校の決まりに準じて活動します。
- 活動方針と内容、部室、更衣室、昼食等についての説明会を、入学後に実施しています。
- 名古屋市立中学校部活動活動日・活動時間の基準を守って活動します。

<令和6年度の部活動>

運動部

（男女）サッカー、卓球、野球、陸上競技

（女子）バレーボール、バスケットボール

文化部

（男女）吹奏楽、美術

- ・ 本市の子どもが、将来に渡り、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するなど、子どもにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の整備を図るとともに、教員の働き方改革の観点から、活動日・活動時間の基準の見直しを行います。

ア 「名古屋市立学校部活動等活動日・活動時間の基準」の見直し

(ア) 令和6年度

区分	上限時間	
	平日	休日
学期中	(4～9月)週4日×2時間	週1日×3時間
	(10～3月)週4日×1.5時間	月2日×3時間

(イ) 令和7年度

区分	上限時間	
	平日	休日
学期中	(4～9月)週4日×2時間	月2日×3時間
	(10～3月)週4日×1.5時間	大会参加等のみ

(ウ) 令和8年度

区分	上限時間	
	平日	休日
学期中	(4～9月)週4日×2時間	大会参加等のみ
	(10～3月)週4日×1.5時間	

(参考) 令和5年度

区分	上限時間	
	平日	休日
学期中	週4日×2時間	週1日×3時間

イ 休日における子どもの活動環境の整備（新たな学校開放制度の導入等）

部活動見直し後の休日において、多様な団体・事業者等により、部活動とは異なる「地域団体等の任意活動（地域クラブ活動）」が提供されるよう、令和7年10月から、新たな学校開放制度を施行するなど、子どもの活動環境の整備を図って参ります。

詳細は決定次第改めてお知らせいたします。

(3) 緊急時における対応について

○ 気象関係

	特別警報 暴風警報 緊急安全確保 (「名古屋市」に発令)	避難指示	【非常事態ではないものの注意が必要な事態】 大雨・洪水・大雪警報
登校前	○ 午前6時に発令中：午前の授業中止 ○ 午前6時から11時までに解除：午後の授業実施 各家庭で昼食を済ませた後、12:30～13:00の間に登校 ○ 午前11時に発令中：当日の授業中止		原則、発令中でも平常授業
登校中	そのまま登校 登校後、状況によって保護者による引き取り	そのまま登校 登校後、状況によって保護者による引き取り	原則、そのまま登校
在校中	状況によって保護者による引き取り	状況によって保護者による引き取り	原則、そのまま授業を継続
下校中	そのまま下校※	そのまま下校※	そのまま下校※

※ 教職員が通学路に出向き、道路状況やけが等の状況や、安全に帰宅できたかを確認します。

○ 地震関係、けが・病気関係

	地 震 関 係		けが・病気関係
	大規模な地震（震度5強以上）が発生した場合	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時	急な病気・けが等
登校前	学校から連絡があるまでの間、自宅待機 ※1	学校から連絡がない限り、通常通りの登校	
登校中	登校後、保護者による引き取り	そのまま登校 登校後、状況によって保護者による引き取り	登校後、原則、保護者による引き取り
在校中	保護者による引き取り	状況によって保護者による引き取り	原則、保護者による引き取り
下校中	そのまま下校※2	そのまま下校※2	

※1 名古屋市内の震度が5強以上の場合、学校から連絡があるまでの間、市内の学校は臨時休校になります。震度5弱以下の場合、学校から連絡がなければ、道路やけが等の状況を確認してから、通常通り登校させてください。

※2 教職員が通学路に出向き、道路状況やけが等の状況や、安全に帰宅できたかを確認します。

- ・ 地震関係と気象関係の「保護者による引き取り」の場合、学校から「なごやっ子あんしんメール」によるメール配信でお知らせします。お迎えがない場合、お子様を学校待機させます。けが・病気関係の「保護者による引き取り」の場合、学校から電話でお知らせします。
- ・ 地震や気象による上記の発生や発令とともに、危険と思われる犯罪が発生中の場合など、生徒を下校させた方がよいと校長が判断した場合は、「なごやっ子あんしんメール」でお知らせした後、保護者による引き取りにより下校させることがあります。
- ・ 教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日・土日祝日を問わず、前日午前12時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール」と「教育委員会ホームページ」で休校をお知らせします。

○ ミサイル関係

ア 愛知県に「ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」が出された場合

登校前	自宅で安全確保 続報によって安全が確認できたら、登校
登校中	近くの建物等で安全確保 続報によって安全が確認できたら、そのまま登校
在校中	学校で安全確保
下校中	近くの建物等で安全確保 続報によって安全が確認できたら、そのまま下校

イ 「ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」に引き続き、「直ちに避難することの呼び掛け」「破壊情報」「落下推定情報（日本の領土・領海に落下）」が出された場合

引き続き屋内に避難する必要があるため、自宅待機中の場合は、登校を見合わせ、安全が確認されるまで、休業とします。学校にいる場合は、安全が確認されるまで、学校で待機させます。登下校中の場合は、安全確保に努めるようにしてください。いずれの場合も、Ｊアラートによる続報に注意することが大切です。

ウ 「ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」に引き続き、「通過情報・避難の呼び掛けの解除」「落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）」「避難の呼び掛けの解除」「避難呼び掛けの解除」が出された場合

屋内に避難する必要がなくなるため、自宅待機中の場合は、学区内の安全を確認し、「なごやっ子あんしんメール」等で、登校する時刻等についてお知らせします。学校にいる場合は、通常授業となります。

Ⅱ 入学式について

- 1 日 時 4月8日（火） 8時20分までに登校 （開式は9時）
- 2 日 程
8：20までに登校 入学者数及び学級数の確認のため、時間を厳守してください。
8：20 学級発表→各教室に入り人数確認、諸注意
9：00～ 9：30 入学式（体育館）
9：40～10：20 保護者説明会（終了後教室へ移動し参観します。）
9：50～10：40 学級活動（教科書も配布します。）
- 3 持ち物
就学通知書・筆記用具・スリッパ・体育館シューズ（体育館で必要です。）
メインバッグと補助バッグ（教科書や配布物が多いため必要です。）
- 4 留意点
 - ・ 区役所からの就学通知書は教室で集めますので、お子様に渡しておいてください。
 - ・ お子様は学級と出席番号を確認した後、靴箱の自分の場所（学級・出席番号がシールで明示されています。）に靴を入れ、自分の学級に行き、出席番号順になっている席に座って待機します。入学者の確認が終わったら体育館に職員とともに移動します。
 - ・ 保護者の方はスリッパをお持ちください。自転車でお越しの方は、体育館の軒下に置いてください。体育館棟2階に上がり、履物を靴箱に入れ体育館に入ってください。
 - ・ 入学式当日、病気などで欠席する場合は、必ず8時15分までに電話で連絡してください。⇒大高中 TEL 623-1557

Ⅲ 入学までの準備について

- 1 制 服…「Ⅳ 中学校での生活」参照（名札は中学校で一括購入）
- 2 履 物
○ひも付き白基調の運動靴 ◎スリッパ（青色） ◎体育館シューズ

3 体育時の服装（入学後でも可）

◎白の半袖シャツ ◎ハーフパンツ ◎ジャージ

4 その他（入学後）

◎校章 ◎クラスバッジ

※ 上記2～4の◎のものは、本校規定のものとなります。

IV 中学校での生活

1 登校について

- ・ 8時25分には教室の座席に座れるように余裕をもって登校します。
（8時30分に着席していない場合、遅刻として記録が残ります。）
 - ・ 登校後、無断で校外に出ることは禁止しています。
 - ・ 下校後に再登校する場合や長期休業中の登校についても、制服を着用します。
- ※ 下校後は用なく学校に立ち入らないように指導しています。

2 服装と持ち物

(1) 服 装

中学生らしく清潔で上品な服装を心掛けます。

身に着けるもの（制服、靴、防寒具など）やかばんなどには、名前を必ず書き、高価なものは避けます。

令和4年度より、ブレザー・スラックス・ポロシャツ等の新しい制服を導入することといたしました。ただし、ご希望があれば兄弟の旧制服を着用していただくことは可能です。

ア 制服

- 登校するときは制服を着用します。
- 再登校する場合も制服で登校します。（部活動での再登校を除きます。）
- 衣替えは気候に応じて各自で行います。（衣替え期間は設けません。）ただし、行事等で服装を指定する場合、指定された服装で登校します。
- ブレザー
 - ・ ブレザーの前合わせは各自の自由とします。
 - ・ ボタンは二つとも留めます。
 - ・ ブレザーの内側に、長袖または半袖のポロシャツを着用します。

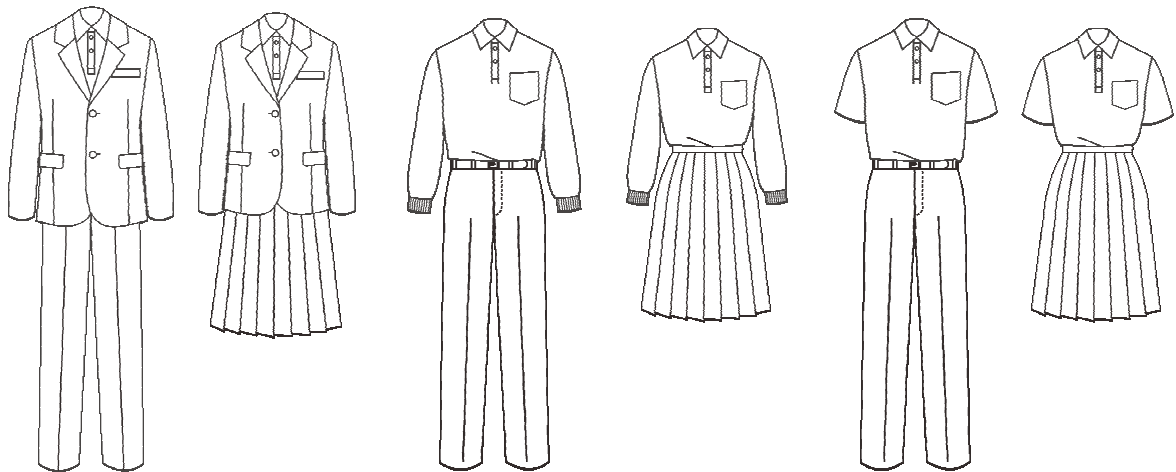
- ・ブレザーは気候や体調に合わせて着用を考えます。
- ・行事等で学校から指定された場合は、ブレザーの着用・不着用をそろえます。

○ 長袖・半袖ポロシャツ

- ・シャツのボタンは二つとも留めます。
- ・スラックスやスカートの中にシャツをしまいます。
- ・ポロシャツの中には必ず下着を着用します。
- ・長袖・半袖は気候や体調に合わせて着用を考えます。

○ ボトム

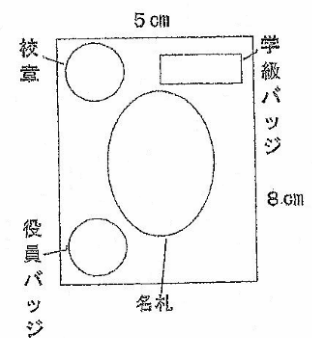
- ・ボトムは、スラックスとスカートの中から選択します。
- ・スカート丈は膝が隠れる長さとしします。
- ・ズボンの裾は引きずらない長さとしします。



イ その他に身に着けるもの

○ 名札

- ・名札を台布に縫い付け、校章と学級バッジを付けます。
- ・生徒会執行部や委員会に所属する者は、役員バッジを所定の位置に付けます。
- ・ブレザーを着用しない場合、名札はポロシャツの名札つりに付けます。



○ 肌着

- ・ポロシャツの中に着る肌着の色は問いませんが、無地のものとしします。
- ・シャツの袖や首元から出てしまう肌着は不可としします。

○ ベルト

- ・バックル等の装飾があるものは、不可としします。

○ 靴

- ・ 白色を基調とした紐付き運動靴
- ・ 色の着いたライン等は認めますが、主たる色が白と判断できないものは不可とします。

○ 靴下

- ・ 色は白とします。（ワンポイントは可、ライン入り・レース・ルーズは不可とします。）
- ・ スtockingまたはタイツの色は、黒と肌色とします。
- ・ 体育等の授業で体操服を着用する際は、stockingを脱ぎ靴下を履きます。

○ セーター・ベスト類

- ・ ブレザーの下に着用可とします。
- ・ 色は黒・紺・灰・茶色でいずれも無地とします。
- ・ 袖や裾から極端にはみ出すものやだらしく見えるものは不可とします。
- ・ 上着を脱いででの着用は不可とします。

ウ 防寒具（冬季の登下校時のみ着用可とします。冬季は原則11月から3月までとします。）

○ 手袋・マフラー・ネックウォーマー

- ・ 必ず土間で着脱し、校舎内では着用しません。

○ コート

- ・ 色や柄は黒・紺・灰・茶色でいずれも無地とします。
- ・ ロングコートやフード付きのものは不可とします。
- ・ 必ず土間で着脱し、校舎内では着用しません。
- ・ リュックやロッカーの中に収納でき、しっかりと校内で管理ができるものとします。

(2) 頭 髪

常に清潔感を保ち、中学生らしく爽やかな印象を心掛けます。

髪の毛で顔全体が隠れることがないようにします。

- 前髪は、自然に垂れたとき、眉毛が隠れない長さとしします。（ヘアピン・ピンの使用は可能とします。）
- 後髪は、両肩に届く長さよりも長い場合は、ゴムで縛ります。
- 使用するピン、ヘアピンおよびゴムの色は黒・紺・茶とします。
- パーマをかけてはいけません。
- 特殊な髪型にしてはいけません。
- 髪を染めてはいけません。

○ 整髪料などを含む化粧品を使用してはいけません。（化粧することも含みます。）

○ リボンやヘアーバンドを使用してはいけません。

○ 飾り結びなど装飾的な手入れをしてはいけません。

(3) 通学かばん

○ 両肩で背負うリュックタイプのバッグをメインバッグとします。

○ メインバッグに入りきらない場合は、補助バックを使用することができます。

○ メインバッグや補助バッグは、黒色や紺色を基調とします。

○ 普段の授業日は、メインバッグを必ず使用します。

○ 式、行事等の場合に限り、補助バッグのみで登校することができます。

(4) 持ち物についての留意事項

○ 持ち物には学年・組・氏名を記入します。

○ 生徒手帳はいつも携帯し、不要な物を入れておかないようにします。

○ 学用品以外の物は持ってきてはいけません。

○ 金品の貸し借りや、受け渡しをすることは厳禁です。

○ かばん類は用具を出し、教室のロッカーに入れます。

○ 体育館シューズは袋に入れ、ロッカーに入れます。

○ 教室に置いてよいものは、入学後にお子様を通じてお知らせします。

3 自転車通学

本校は徒歩通学が原則ですが、学区が広いため、特に自転車通学の許可地域を設けています。その地域は以下の通りです。

<大高学区>	川添・杵前・一番割・二番割・三番割・己新田・寅新田・字斎山
<大高北学区>	北忠治山・殿山・長根
<大高南学区>	高根山一丁目・高根山二丁目

○ 自転車通学者は次のことを守るようにします。

・ 自転車損害賠償保険等に参加する。

・ 決められた通学路を守り、ヘルメットを正しく着用する。

・ 整備した自転車を使い、改造したり飾りを付けたりはしない。

・ 雨天時、レインコートを着用する。安全のため絶対に傘をさしたまま乗らない。鍵は必ず掛ける。

○ 入学式後の学活終了後に、自転車通学申請希望の生徒・保護者を対象に

説明会を武道場で行い、申請手続きをします。

自転車通学をするためにはヘルメットの購入が必要です。申請手続きの場で購入すると、入学式の翌日から自転車通学することができます。

入学前に、自転車通学対象地域にお住まいのご家庭には、小学校を通じて案内の文書を配布します。

- 安全確保のため、決まりが守れない場合は許可を取り消します。

V スクールランチ

1 中学校のスクールランチ

- 小学校のような給食はありません。スクールランチを予約して食べるか、弁当を持参するかどちらかを選びます。日替わりで、今日は弁当、明日はランチということも可能です。
- スクールランチは、学年ごとにローテーションでランチルームを使用しています。ミルクは毎回あります。
- ランチルームの日はAランチまたはBランチから、それ以外の日は教室で食べる弁当タイプのランチボックスCランチまたはDランチから選びます。
- スクールランチは1食320円です。
- ミルク代は、学校納付金として別途引き落としで集金します。

2 ランチの予約方法

(1) 必要書類の受取

「認証情報通知書」と「払込票」を受け取ります。「スクールランチ予約システム」を利用するために必要となるIDやパスワードを記載した書類とランチ代支払い用の払込票を学校から配付しますので、お受け取りください。

(2) システムの利用準備

認証情報通知書の生徒利用欄をお子様へ渡してください。書類を受け取られたら、キリトリ線に沿って切り取りの上、生徒の保管用としてお子様へお渡しください。ログインIDは生徒・保護者共有ですが、パスワードはそれぞれ設定できます。保護者パスワードは必ず変更の上、ご利用ください。保護者パスワードでログインすると、クレジット決済など保護者限定の機能が使用できます。

(3) ランチ代の支払い

クレジットカードまたは払込票でランチ代を支払います。ランチ代は

前払いのため、支払いがないと予約できません。

(4) システムへのランチ代反映

システムの残額にランチ代が反映されたことを確認します。支払方法によって、システムへの反映時間が異なります。

(5) ランチの予約

ランチを予約します。食べたい日のランチメニューを選択して予約してください。日ごとに予約期限がありますのでご注意ください。

1年生の年間行事

4月	入学式、対面式、学級懇談会
5月	体力・運動能力調査、定期テスト①
6月	校歌コンクール、定期テスト②、教育相談、はっぴーる一む週間
7月	個人懇談会、はっぴーる一む週間、スマホ・ケータイ安全教室、1学期終業式
9月	2学期始業式、はっぴーる一む週間
10月	体育大会、後期生徒会役員選挙、定期テスト③
11月	合唱コンクール、教育相談、はっぴーる一む週間、定期テスト④
12月	個人懇談会、2学期終業式
1月	3学期始業式、職場見学
2月	定期テスト⑤
3月	卒業式、学年保護者会、前期生徒会役員選挙、修了式

※ 上記は本年度の行事です。来年度の予定ではありません。

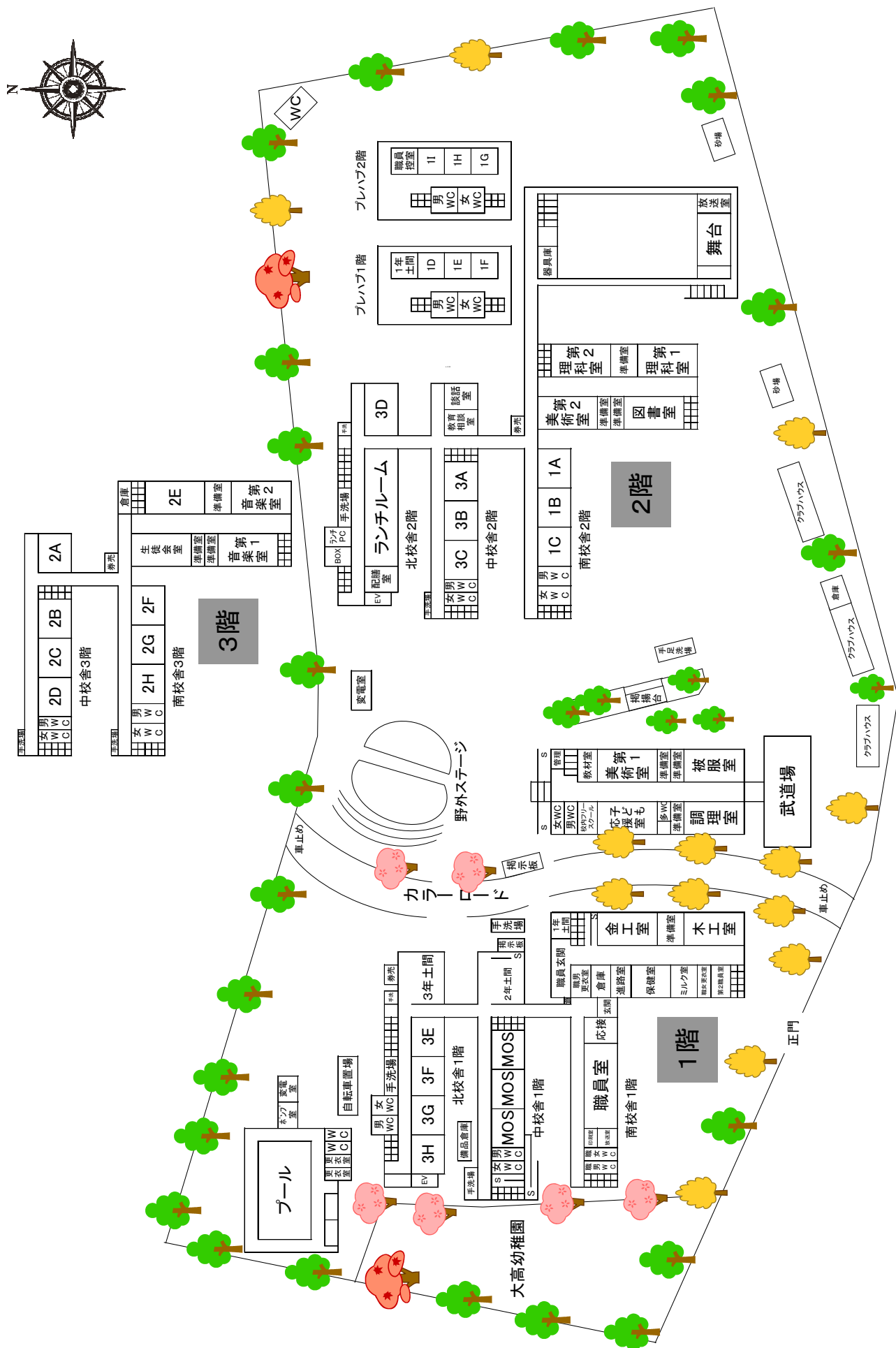
体育大会



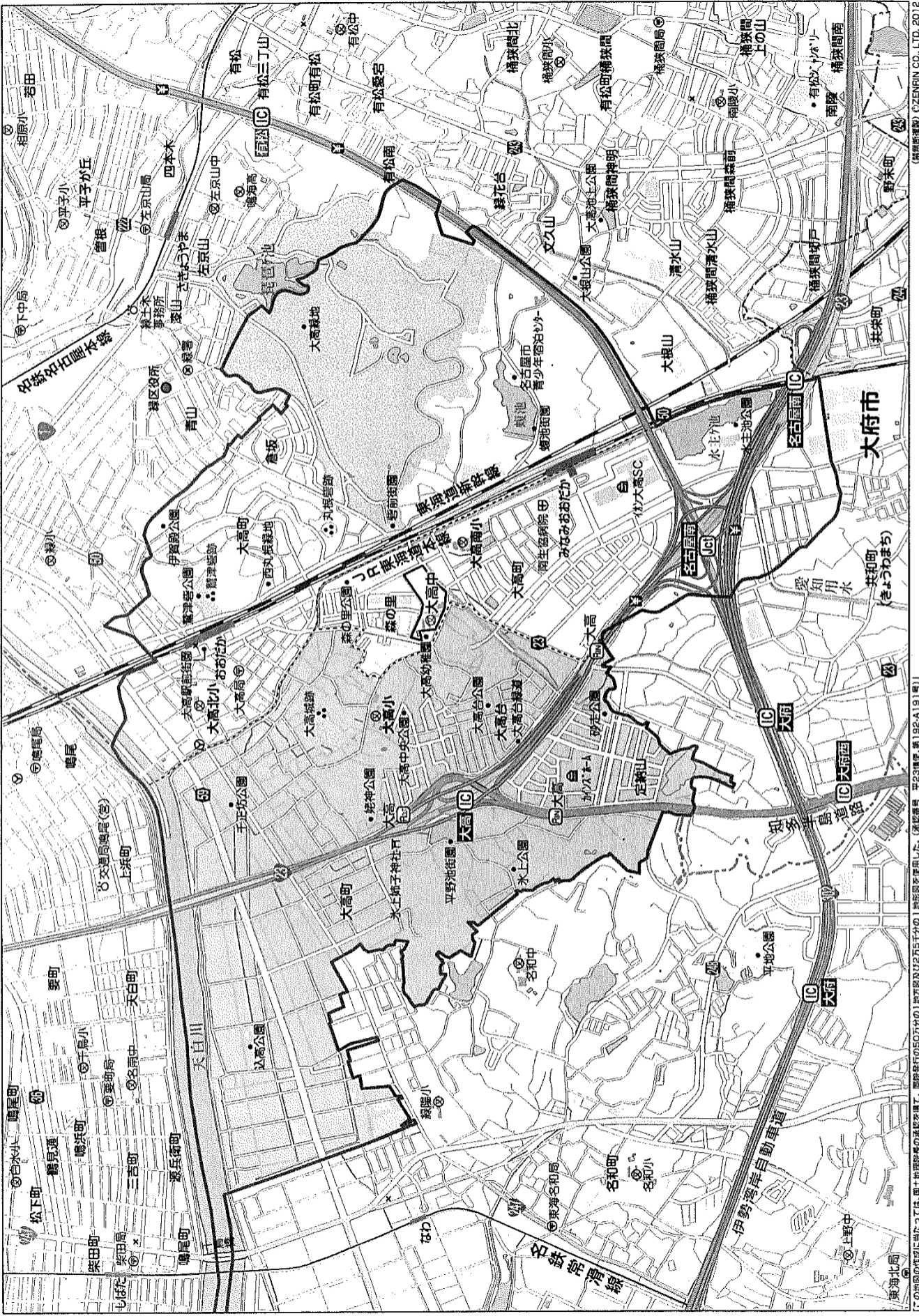
合唱コンクール



令和6年度 大高中学校平面図



大高中学校学区地図



この地区の作成に当たっては、国土地理院系の承認を得て、関係各府の50万分の1地形図を使用した。(承認番号 平23地認第192-A191号)

(資料提供) ©ZENPIN CO., LTD. 2012

学校生活管理指導表（食物アレルギー用）の 作成費用を助成します

名古屋市立の幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校」という。）では、食物アレルギー疾患を有するお子さんの学校生活を安全で安心なものとするため、配慮を必要とするお子さんについては、医療機関が作成する「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」（以下「指導表」という。）を学校に提出いただいているところです。

この指導表は、令和4年4月1日より健康保険の対象となりました。さらに本市では子ども医療費の助成対象となり、実質、医療機関窓口での支払いは不要となりました。

一方で、指導表を作成する医師と、お子さんが在籍する学校の園医・学校医が同一の場合などは健康保険の適用とならず、医療機関窓口での支払いが必要となる場合があります。

そこで、本市では、この場合の保護者の負担を軽減するため、指導表の作成に係る費用の一部を助成しています。

1 対象者

指導表を通学する学校に提出する保護者のうち、医療機関窓口において指導表の作成に係る費用を支払った保護者

ただし、小中学校で就学援助を受けている方は除きます。

2 助成金の額

実費額（指導表の作成1回あたり3,000円を上限）

3 申請方法

次の書類を下記の送付先まで郵送してください。（学校では受付をしていません。）

（1）学校生活管理指導表（食物アレルギー用）作成費用助成申請書

※申請書は名古屋市のホームページよりダウンロードできます。

（2）医療機関から発行された学校生活管理指導表の作成に係る領収書（写し）

※令和7年度対応分として、令和6年度内に受診した日付の領収書も助成対象です

（3）振込先の口座情報(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人)がわかる部分の写し（申請者と同一名義に限ります）

4 申請受付期間

令和7年度アレルギー対応分については、
令和7年4月1日～令和8年3月31日必着で提出してください。

※令和6年度アレルギー対応分については、令和6年度内（令和7年3月31日必着）に提出してください。

5 助成の決定

申請書類に基づき、学校保健課で審査し、助成の可否について通知します。

6 助成金の支払い

申請のあった月の翌々月初めを目途に、指定する預金口座に助成金をお支払いします。
ただし、令和7年4月申請分は7月初めのお支払いになります。

7 問い合わせ先（申請書送付先）

名古屋市教育委員会学校保健課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

Tel 052-972-3247